

制度の名称	確定拠出年金関係における掛金の納付期限の延長
支援の種類	納付期限の延長
制度の内容	●掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、掛金の納付期限が延長されます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●企業型年金の事業主掛金及び加入者掛金については、以下の方です。 <ul style="list-style-type: none"> ・掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める対象地域に所在地を有する企業型年金実施事業所の事業主 ・対象地域に所在地を有する企業型年金実施事業所の事業主を介して掛金を納付する企業型年金加入者 ●個人型年金の事業主掛金及び加入者掛金については、以下の方です。 <ul style="list-style-type: none"> ・掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める対象地域に住所を有する個人型年金加入者 ・第2号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が対象地域に住所を有する場合、当該加入者 ・対象地域に住所を有し、中小事業主掛金納付制度を実施している中小事業主
お問い合わせ	<p>企業型年金については、その運営管理業務を行っている確定拠出年金運営管理機関。</p> <p>個人型年金については、ご自身が個人型年金の加入手続を行った受付金融機関。</p>